

議第四十一号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表七の表三の項第二号中「三一〇」を「二四〇」に改め、同表に次のように加える。

五 知事認定獣医師 （豚熱に関する法第 三条の二第一項に規 定する特定家畜伝染 病防疫指針に基づき 知事が認定した獣医 師をいう。）が行う 豚熱予防注射に係る 豚熱予防液の管理	豚熱予防液 管理手数料		一頭につき	六〇
--	----------------	--	-------	----

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

豚熱予防液管理手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。